

都道府県 (東京)	区分	DH	DC	小児	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
東京都					東京医科歯科大学医学部附属病院	H19.4.1	国立大学法人	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111
					日本赤十字社医療センター	H20.10.31	日赤	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311
神奈川県	◎	○	○	○	聖マリアンナ医科大学病院	S55.7.1	学校法人	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111
					独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	S57.8.2	国立病院機構	横浜市戸塚区原宿町3-60-2	045-951-2621
					北里大学病院	S58.3.1	学校法人	相模原市北里1-15-1	0427-78-8111
					東海大学医学部附属病院	S59.3.31	学校法人	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121
					昭和大学藤が丘病院	S60.3.30	学校法人	横浜市青葉区藤が丘1-30	045-971-1151
					聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	S62.5.25	学校法人	横浜市旭区矢指町1197-1	045-366-1111
					横浜市立大学附属市民総合医療センター	H2.1.16	横浜市	横浜市南区蒲舟町4-57	045-261-5656
					国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	H17.7.1	国共済	横須賀市米が浜通16-1	0468-22-2710
					川崎市立川崎病院	H18.4.1	川崎市	川崎市川崎区新川通12-1	044-233-5521
					日本医科大学武蔵小杉病院	H18.4.1	学校法人	川崎市中原区小杉町1丁目396	044-733-5181
					藤沢市民病院	H18.12.1	藤沢市	藤沢市藤沢2-6-1	0446-25-3111
					済生会横浜市東部病院	H19.9.1	済生会	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	045-576-3000
					横浜市立みなと赤十字病院	H21.4.1	横浜市	横浜市中区新山下3-12-1	045-628-6100
小田原市立病院	H21.4.1	小田原市	小田原市久野46	0465-34-3175					
新潟県			○	長岡赤十字病院	H9.9.1	赤十字	長岡市千秋2-297-1	0258-28-3600	
				新潟市民病院	S62.4.20	新潟市	新潟市中央区鐘木463-7	025-281-5151	
				新潟県立中央病院	H9.8.1	新潟県	上越市新南町205	025-522-7711	
富山県				新潟県立新潟田病院	H18.11.1	新潟県	新潟市本町1-2-8	0254-22-3121	
				富山県立中央病院	S54.8.1	富山県	富山市西長江2-2-78	076-424-1531	
石川県		○		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	H9.4.1	厚生連	高岡市水楽町5-10	0766-21-3930	
				石川県立中央病院	S52.12.1	石川県	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211	
福井県				公立能登総合病院	H12.5.1	事務組合	七尾市藤橋町ア部5-4	0767-52-6611	
				福井県立病院	S58.4.11	福井県	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151	
山梨県				公立小浜病院	H19.10.1	事務組合	小浜市大手町2-2	0770-52-0990	
				山梨県立中央病院	S51.11.1	山梨県	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	
長野県	◎	○	○	昭和伊南総合病院	S54.4.1	事務組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121	
				長野赤十字病院	S56.10.1	日赤	長野市大字若里5-22-1	0262-26-4131	
				佐久総合病院	S58.10.1	厚生連	佐久市日田197	0267-82-3131	
				慈泉会相澤病院	H17.4.1	特定医療法人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600	
				信州大学医学部附属病院	H17.10.1	国立大学法人	松本市旭3-1-1	0263-35-4600	
				諏訪赤十字病院	H18.10.1	赤十字	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111	
				飯田市立病院	H18.10.1	飯田市	飯田市八幡町438	0265-21-1255	
岐阜県	◎	○	○	岐阜県総合医療センター	S58.11.1	岐阜県	岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111	
				岐阜県立多治見病院	H2.11.1	岐阜県	多治見市前畑町5-161	0572-22-5311	
				総合病院高山赤十字病院	H4.12.1	日赤	高山市天満町3-11	0577-32-1111	
				大垣市民病院	H6.10.1	大垣市	大垣市南額町4-86	0584-81-3341	
				岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	H12.8.1	厚生連	関市若草通5-1	0575-22-2211	
				岐阜大学医学部附属病院	H16.11.1	国立大学法人	岐阜市柳戸1-1	058-230-6000	
静岡県	◎	○	○	静岡済生会総合病院	S55.7.1	済生会	静岡市駿河区小鹿1-1-1	054-285-6171	
				順天堂大学医学部附属静岡病院	S56.11.1	学校法人	伊豆の国市長岡1129	055-948-3111	
				県西部浜松医療センター	S57.10.15	浜松市	浜松市中区富塚町328	053-453-7111	
				静岡赤十字病院	H4.5.11	日赤	静岡市葵区追手町8-2	054-253-8381	
				聖隷三方原病院	H13.9.17	社会福祉法人	浜松市北区三方原町3453	053-436-1251	
				沼津市立病院	H16.4.14	沼津市	沼津市東権路字春の木550	055-924-5100	
				磐田市立総合病院	H21.4.1	磐田市	磐田市大久保512-3	0538-38-5000	
愛知県	◎	○	○	名古屋掖済会病院	S53.5.23	社団法人	名古屋市中川区松平町4-66	052-952-7711	
				独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	S54.6.10	国立病院機構	名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111	
				愛知医科大学病院	S54.7.1	学校法人	愛知県長久手町大字岩作雁又21	0561-62-3311	
				藤田保健衛生大学病院	S54.4.5	学校法人	豊明市岩掛町田楽ケ窪1-98	0562-93-2122	
				岡崎市民病院	S57.3.1	岡崎市	岡崎市高隆寺町字五所舎3-1	0564-21-8111	
				豊橋市民病院	H8.5.4	豊橋市	豊橋市青竹町字八間西50	0532-33-6280	
				名古屋第二赤十字病院	S59.4.1	日赤	名古屋市昭和区妙見町2-9	052-832-1121	
				小牧市民病院	H3.4.1	小牧市	小牧市常盤1-20	0568-76-4131	
				愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	H14.5.1	厚生連	安城市安城町東広畔28	0566-75-2111	
				社会保険中京病院	H15.4.1	社団法人	名古屋市南区三條1-1-10	052-691-7151	
				名古屋第一赤十字病院	H15.5.1	日赤	名古屋市中村区道下町3-15	052-481-5111	
半田市立半田病院	H17.2.1	半田市	半田市東洋町2-29	0569-22-9881					
愛知県厚生農業組合連合会 豊田厚生病院	H20.1.1	厚生連	豊田市浄水町伊保原500-1	0565-43-5000					
三重県				山田赤十字病院	S60.4.8	日赤	伊勢市御園町高向810	0596-28-2171	
				三重県立総合医療センター	H6.10.1	三重県	四日市市大字日永5450-132	0593-45-2321	
				市立四日市病院	H21.2.25	四日市市	四日市市芝田2-2-37	059-354-1111	
滋賀県				大津赤十字病院	S57.3.24	日赤	大津市長等1-1-35	077-522-4131	
				長浜赤十字病院	S58.2.15	日赤	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111	
				済生会滋賀県病院	H8.4.1	済生会	栗東市大橋2-4-1	077-552-1221	
				近江八幡市立総合医療センター	H18.10.1	近江八幡市	近江八幡市土田町1379	0778-33-3151	
京都府	◎	○	○	京都第二赤十字病院	S53.1.21	日赤	京都市上京区後楽通丸太町上ル春町355-5	075-231-5171	
				独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	S59.3.24	国立病院機構	京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161	
				京都第一赤十字病院	H9.11.10	日赤	京都市東山区本町15丁目749	075-561-1121	
大阪府	◎	○	○	大阪府立急性期・総合医療センター	S52.4.1	大阪府	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6992-1201	
				関西医科大学附属滝井病院	S54.3.1	学校法人	守口市文圃町10-15	06-6992-1001	
				大阪府済生会千里病院	H18.4.1	済生会	吹田市津雲台1-1-6	06-6871-0121	
				独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	S56.1.10	国立病院機構	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	
				近畿大学医学部附属病院	S57.6.14	学校法人	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	
				大阪府三島救命救急センター	S60.11.1	財団法人	高槻市南芥川町11-1	072-883-9911	
				大阪市立総合医療センター	H5.12.1	大阪府	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	
				大阪府立泉州救命救急センター	H6.10.3	大阪府	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9911	
				大阪府立中河内救命救急センター	H10.5.6	大阪府	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166	

都道府県 (大阪)	区分 ◎	DH ○	DC ○	小児 ○	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
大阪府	◎				大阪大学医学部附属病院	H12.4.1	国立大学法人	大阪府吹田市山田丘2-15	06-6879-5111
					大阪赤十字病院	H20.2.1	日赤	大阪市天王寺区兼ヶ崎町5-30	06-6774-5111
					大阪警察病院	H20.2.1	財団法人	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
					関西医科大学附属枚方病院	H20.2.1	学校法人	枚方市新町2-3-1	072-804-0101
兵庫県	◎				神戸市立中央市民病院	S52.1.1	神戸市	神戸市中央区港島中町4-6	078-302-4321
					兵庫医科大学病院	S55.4.1	学校法人	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6111
					兵庫県立姫路循環器病センター	S56.9.29	兵庫県	姫路市西庄甲520	079-293-3131
					公立豊岡病院	S57.11.1	事務組合	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111
					兵庫県災害医療センター	H15.8.1	兵庫県	神戸市中央区臨浜海岸通1-3-1	078-241-3131
奈良県	◎				奈良県立奈良病院	S57.9.24	奈良県	奈良市平松1-30-1	0742-46-6001
					奈良県立医科大学附属病院	H9.4.1	奈良県	橿原市四条町840	0744-22-3051
					近畿大学医学部奈良病院	H15.4.1	学校法人	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880
和歌山県		○			日本赤十字社和歌山医療センター	S61.5.6	日赤	和歌山市小松原通4-20	073-422-4171
					和歌山県立医科大学附属病院	H12.6.1	和歌山県	和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300
					独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	H18.4.1	国立病院機構	田辺市たきない町27番1号	0739-26-7050
鳥取県		○			鳥取県立中央病院	S55.9.16	鳥取県	鳥取市江津730	0857-26-2271
					鳥取大学医学部附属病院	H16.10.1	国立大学法人	米子市西町36-1	0859-33-1111
島根県		○			島根県立中央病院	S55.1.1	島根県	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111
					松江赤十字病院	H16.4.1	日赤	松江市母衣町200	0852-24-2111
					独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	H17.4.1	国立病院機構	浜田市黒川町3748	0855-22-2300
岡山県	◎	○			川崎医科大学附属病院	S54.1.1	学校法人	倉敷市松島577	086-462-1111
					岡山赤十字病院	S58.4.1	日赤	岡山市北区青江2-1-1	086-222-8811
					津山中央病院	H11.12.19	財団法人	津山市川崎1756	0868-21-8111
広島県	◎				広島市立広島市民病院	S52.7.1	広島市	広島市中区基町7-33	082-221-2291
					独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	S54.10.1	国立病院機構	呉市青山町3-1	0823-22-3111
					県立広島病院	H8.5.1	広島県	広島市南区宇品神田1-5-54	082-254-1818
					広島大学病院	H17.4.1	国立大学法人	広島市南区霞1-2-3	082-257-5555
					福山市市民病院	H17.4.1	福山市	福山市戴王町5-23-1	084-941-5151
山口県	◎				独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	S55.3.1	国立病院機構	岩国市黒磯町2-5-1	0827-31-7121
					山口県立総合医療センター	S58.5.2	山口県	防府市大字大崎77	0835-22-4411
					山口大学医学部附属病院	H12.1.17	国立大学法人	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2007
					独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	H17.5.1	国立病院機構	下関市後田町1-1-1	0832-31-6216
徳島県		○			徳島県立中央病院	S55.4.1	徳島県	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
					徳島赤十字病院	H14.4.1	日赤	小松島市小松島町字井ノ口103	0885-32-2555
					徳島県立三好病院	H17.8.29	徳島県	三好市池田町字シマ815-2	0883-72-1131
香川県		○			香川県立中央病院	S56.1.10	香川県	高松市善町5-4-16	087-835-2222
					香川大学医学部附属病院	H13.11.1	国立大学法人	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111
愛媛県					愛媛県立中央病院	S56.4.14	愛媛県	松山市春日町83	089-947-1111
					愛媛県立新居浜病院	H4.8.18	愛媛県	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161
					市立宇和島病院	H4.4.1	宇和島市	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111
高知県		○			高知赤十字病院	H6.11.10	日赤	高知市新本町2-13-51	088-822-1201
					高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	H17.3.25	高知県・高知市病院企業団	高知市池2125-1	088-837-3000
福岡県	◎	○			北九州市立八幡病院	S53.10.1	北九州市	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565
					済生会福岡総合病院	S55.11.1	済生会	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151
					久留米大学病院	S56.6.1	学校法人	久留米市旭町67	0942-35-3311
					飯塚病院	S57.4.1	会社	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
					福岡大学病院	H4.6.1	学校法人	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011
					北九州総合病院	H7.4.1	医療法人	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560
					九州大学病院	H18.8.1	国立大学法人	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151
					聖マリア病院	H18.8.1	医療法人	久留米市津福本町422	0942-35-3322
佐賀県	域				佐賀県立病院好生館	S62.3.1	佐賀県	佐賀市水ヶ江1-12-9	0952-24-2171
					佐賀大学医学部附属病院	H17.9.1	国立大学法人	佐賀市鍋島5-1-1	0952-31-6511
					唐津赤十字病院	H21.4.1	日赤	唐津市二太子1-5-1	0956-72-5111
長崎県	○				独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	S53.3.15	国立病院機構	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
熊本県		○			熊本赤十字病院	S55.3.1	日赤	熊本市長嶺南2-1-1	096-384-2111
					独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	H15.8.1	国立病院機構	熊本市二の丸1-5	096-353-6501
大分県		○			大分市医師会立アルメイダ病院	S54.4.1	大分市医師会	大分市大字宮崎1315	097-569-3121
					大分大学医学部附属病院	H20.5.1	国立大学法人	由布市挾間町大ヶ丘1-1	097-549-4411
					大分県立病院	H20.11.1	大分県	大分市大字豊崎476	097-546-1111
					国家公務員共済組合連合会新別府病院	H21.3.1	国共済	別府市大字鶴見3898	0977-22-0391
宮崎県					県立宮崎病院	S59.4.1	宮崎県	宮崎市北高松町5-30	0985-24-4181
					県立延岡病院	H10.4.1	宮崎県	延岡市新小路2-1-10	0982-32-6181
鹿児島県					鹿児島市立病院	S60.1.1	鹿児島市	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101
沖縄県	○				沖縄県立中部病院	S50.10.1	沖縄県	うるま市宇宮里208-3	098-973-4111
					浦添総合病院	H17.4.1	医療法人	浦添市伊祖4-16-1	098-878-0231
					沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	H18.10.1	沖縄県	島尻郡南原町字新川118-1	098-888-0123
計					218				

(注1) 「区分」欄の「◎」は高度救命救急センターであり、「域」は地域救命救急センターである。

(注2) 「DH」欄の「○」はドクターヘリの運用施設である。

(注3) 「DC」欄の「○」はドクターカーの運用施設である。

(注4) 「小児」欄の「○」は小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を有する施設である。

高度救命救急センター …… 21

地域救命救急センター …… 1

ドクターヘリ運用施設 …… 18 (うち、国庫補助事業は16道府県16施設 平成21年3月31日時点)

ドクターカー運用施設 …… 79 (平成19年12月の時点で救命救急センターであった施設に限る)

小児救急専門病床(小児専門集中治療室)運用施設 …… 6 (平成19年12月の時点で救命救急センターであった施設に限る)

救命救急センターの小児救急専門病床数

厚生労働省医政局指導課調べ
(平成19年12月1日現在)

施設名	救命救急センター運営病床数	
	総数 床	小児救急専門病床 床
A	36	6
B	30	1
C	42	6
D	32	2
E	31	2
F	30	2
合計 6施設	201床	19床

小児専門病院の小児集中治療室病床数

小児総合医療施設協議会調べ
(平成20年3月31日現在)

小児集中治療室病床の内訳	施設数 数	病床数	
		術後用 床	重症・ 救急用 床
術後患者用病床のみ有り	3	16	0
重症・救急患者用病床のみ有り	6	0	65
術後患者用病床と重症・救急患者用病床有り	3	36	20
術後患者用と重症・救急患者用病床の 区分なし	3	23	
合計	15	160	
		(52)	(85)

日本小児総合医療施設協議会会員施設一覧

2008年4月 現在

(転載:日本小児総合医療施設協議会ホームページ)

施設名	住所	電話番号	FAX	型
1 北海道立こども総合医療・療育センター	札幌市手稲区金山 1条1丁目240番6	011-691-5696	011-691-1000	2
2 宮城県立こども病院	仙台市青葉区落合 4丁目3-17	022-391-5111	022-391-5118	1
3 茨城県立こども病院	茨城県水戸市双葉 台 3-3-1	029-254-1151	029-254-2382	1
4 獨協医科大学 とちぎ子ども医療センター	栃木県下都賀郡 壬生宇町大字小林 880番地	0282-86-1111	0282-86-4775	3
5 自治医科大学 とちぎ子ども医療センター	栃木県下野市薬師 寺 3311-1	0285-44-2111	0285-44-6123	3
6 群馬県立小児医療センター	群馬県渋川市北橋 町 下箱田779	0279-52-3551	0279-52-2045	1
7 埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市 岩槻区馬込2100	048-758-1811	048-758-1818	1
8 千葉県こども病院	千葉県千葉市緑区 辺田町579-1	043-292-2111	043-292-3815	1
9 国立成育医療センター	東京都世田谷区 大蔵2-10-1	03-3416-0181	03-3416-2222	1
10 東京都立清瀬小児病院	東京都清瀬市 梅園1-3-1	0424-91-0011	0424-92-6291	1
11 東京都立八王子小児病院	東京都八王子市 台町4-33-13	0426-24-2255	0426-22-3048	1
12 神奈川県立こども医療センター	横浜市南区 六ッ川2-138-4	045-711-2351	045-721-3324	1
13 静岡県立こども病院	静岡県静岡市 漆山860	054-247-6251	054-247-6259	1
14 長野県立こども病院	長野県南安曇郡 豊科町豊科3100	0263-73-6700	0263-73-5432	1
15 愛知県心身障害者コロニー中央病院	愛知県春日井市 神屋町713-8	0568-88-0811	0568-88-0828	1
16 名古屋第一赤十字病院小児医療センター	愛知県名古屋市 中村区道下町3-35	052-481-5111	052-482-7733	3
17 あいち小児保健医療総合センター	愛知県大府市 森岡町尾坂田 1番の2	0562-43-0500	0562-43-0513	1

	施設名	住所	電話番号	FAX	型
18	滋賀県立小児保健医療センター	滋賀県守山市 守山5-7-30	077-582-6200	077-582-6304	1
19	独立行政法人 国立病院機構三重病院	三重県津市 大里窪田町357	059-232-2531	059-232-5994	2
20	京都府立医科大学附属小児疾患研究施設	京都市上京区 河原町通り 広小路上の梶井町465	075-251-5111	075-251-5356	3
21	大阪府立母子保健総合医療センター	大阪府和泉市 室堂町840	0725-56-1220	0725-56-5682	1
22	大阪市立総合医療センター小児医療センター	大阪市都島区 都島本通2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041	3
23	兵庫県立こども病院	神戸市須磨区 高倉台1-1-1	078-732-6961	078-735-0910	1
24	独立行政法人 国立病院機構岡山医療センター	岡山市田益 1711-1	086-294-9911	086-294-9255	3
25	県立広島病院母子総合医療センター	広島市南区 宇品神田1-5-54	082-254-1818	082-253-8274	3
26	独立行政法人 国立病院機構香川小児病院	香川県善通寺市 善通寺町2603	0877-62-0885	0877-62-5384	2
27	福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区 唐人町2-5-1	092-713-3111	092-713-3120	1
28	聖マリア病院母子総合医療センター	福岡県久留米市 津福本町422	0942-35-3322	0942-34-3115	3
29	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県南風原町 字新川118番地の1	098-888-0123	098-888-6400	3
	東京都立梅ヶ丘病院（オブザーバー参加）	東京都世田谷区 松原6-37-10	03-3323-1621	03-3328-0312	

○ 小児総合医療施設はその規模および機能により次の3型に分けられる。

[1型 独立病院型]

独立した病院であって、病床数に児童福祉法に基づく肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院などの児童福祉施設の病床を含む場合には、その数が総病床数の30%を超えないものとする。なお、周産期部門を持つ施設も含めるものとする。

[2型 小児病棟・療養型]

独立した病院であって、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院などの児童福祉施設の病床が総病床数の30%以上の施設とする。

[3型 小児病棟型]

独立した病院ではないが、小児看護の専門性のもとに、複数の病棟群に小児病床が集約的に配置されていて、かつ病院組織内で総合的小児医療部門として位置付けられ、管理責任者がいるものとする。

委員会報告

小児集中治療部設置のための指針—2007年3月—

日本小児科学会

小児医療改革・救急プロジェクトチーム^{*1}

厚生労働科学研究費補助金 医療技術評価総合研究事業

小児医療における安全管理指針の策定に関する研究班^{*2}

日本集中治療医学会

集中治療部設置基準検討委員会^{*3}新生児・小児集中治療委員会^{*4}^{*1} 中澤 誠 (総合南東北病院小児生涯心臓疾患研究所): チームリーダー

青谷 裕文 (京都きづ川病院小児科)

岩佐 充二 (名古屋第二赤十字病院小児科)

市川光太郎 (北九州市立八幡病院小児救急センター)

梅原 実 (神奈川県立こども医療センター救急診療科)

長村 敏生 (京都第二赤十字病院小児科)

阪井 裕一 (国立成育医療センター手術集中治療部)

桜井 淑男 (埼玉医科大学総合医療センター小児科)

田中 篤 (新潟大学医学部小児科)

羽鳥 文麿 (国立成育医療センター総合診療部救急診療科)

舟本 仁一 (大阪市立住吉市民病院小児科)

前多 治雄 (岩手県立中央病院小児科)

松裏 裕行 (東邦大学医学部第一小児科)

森 俊彦 (NTT 東日本札幌病院小児科)

安田 正 (大宮医師会市民病院小児科)

山田 至康 (順天堂大学医学部附属浦安病院救急部・災害診療科)

和田 紀久 (近畿大学医学部小児科)

渡部 誠一 (土浦協同病院小児科)

藤村 正哲 (大阪府立母子保健総合医療センター): 担当理事

松井 陽 (国立成育医療センター): 担当理事

^{*2} 阪井 裕一 (国立成育医療センター手術集中治療部): 主任研究者

羽鳥 文麿 (国立成育医療センター総合診療部救急診療科)

中川 聡 (国立成育医療センター手術集中治療部)

伊藤 龍子 (国立成育医療センター研究所成育政策科学研究部)

衛藤 義勝 (東京慈恵会医科大学小児科講座)

^{*3} 妙中 信之 (宝塚市立病院集中治療救急室): 委員長・担当理事

- 落合 亮一 (東邦大学医学部附属大森病院麻酔科学第一講座)
平井 勝治 (奈良県立医科大学附属病院集中治療部)
松川 周 (石巻市立病院麻酔科)
宮内 善豊 (社会保険徳山中央病院麻酔・集中治療科)
安本 進 (工業デザイナー, ホスピタルデザイナー)
- “羽鳥 文麿 (国立成育医療センター総合診療部救急診療科) : 委員長
市川光太郎 (北九州市立八幡病院小児救急センター)
植田 育也 (静岡県立こども病院集中治療科)
梅原 実 (神奈川県立こども医療センター救急診療科)
我那覇 仁 (沖縄県立南部医療センター・こども医療センター小児科)
楠田 聡 (東京女子医科大学母子総合医療センター新生児部門)
阪井 裕一 (国立成育医療センター手術集中治療部)
桜井 淑男 (埼玉医科大学総合医療センター小児科)
志馬 伸朗 (京都府立医科大学附属病院集中治療部)
杉浦 正俊 (杏林大学医学部小児科)
鈴木 康之 (国立成育医療センター手術集中治療部)
竹内 護 (自治医科大学とちぎ子ども医療センター小児手術・集中治療部)
森田 潔 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科) : 担当理事

目次

はじめに

指針の根拠と述語表現について

1. 病院における位置づけ
2. 医療スタッフの配置
 - (1) 医師
 - (2) 看護師
 - (3) 放射線技師
 - (4) 臨床工学技士
 - (5) 臨床検査技師
 - (6) 薬剤師
 - (7) 理学療法士
 - (8) 病棟内クラーク
 - (9) ソーシャルワーカー
 - (10) 児童福祉士, 保育士あるいはその他の小児ケアを行う専門職
 - (11) ボランティア
3. PICU (小児集中治療部) フロア構成
 - (1) 面積
 - (2) 各室が備えるべき要件
4. 医療機器
 - (1) PICU 内に次の医療機器 (器具) を常備していること.
 - (2) PICU 内に次の医療機器 (器具) を有することが望ましい.
 - (3) 病院に次の医療機器 (器具) を有するのが望ましい.
5. 臨床検査

- (1) PICU 内で以下の項目が常時測定できること。
6. 設備
 - (1) 電源設備
 - (2) 空調設備
 - (3) 医療ガス, 吸引設備
 - (4) 照明設備
 - (5) 周辺環境
 7. 他部署との位置関係, 動線など
 - (1) 他部署との位置関係
 - (2) 人的動線
 - (3) 物的動線
 - (4) ステップダウン病床 (Intermediate Care Unit)
 8. プライバシー保護
 9. 感染防止対策
 - (1) 感染対策責任者
 - (2) 手洗い設備
 - (3) 空調設備
 10. 情報管理
 - (1) 患者情報ネットワークシステム
 - (2) 病院情報ネットワークとの関係
 - (3) データベース
 11. 解説
 - (1) 管理・運営
 - (2) 病床数
 - (3) 医療機器
 - (4) 臨床検査
 - (5) 施設・設備
 - (6) プライバシー保護
 - (7) 情報管理
 - (8) その他

はじめに

現在わが国で重症小児が治療されている場合は、各診療科（小児科や小児外科、心臓血管外科など）の一般病棟における重症室、あるいは成人中心のICU等が多い。2003年度の全国調査によると、「看護単位が独立した小児集中治療室」は全国に16施設、総病床数は97床のみであり、先進諸国に比較して施設数、病床数ともに著しく少ない。（日本集中治療医学会調査）それら先進諸外国のデータによれば、重症小児専用のICUを設置することによって小児重症患者の生命予後の改善されることが示され、更にはそこで治療を受けた小児のQOL（Quality Of Life）の改善も十分に期待される。

社団法人日本小児科学会小児医療改革・救急プロジェクトチームは、2004年に「わが国の小児医療・救急医療体制の改革に向けて—小児医療提供体制の改革ビジョン—」において小児医療体制のグランドデザインを公開した。その中で、中核病院では24時間体制の小児救急医療を提供するとともに「小児集中治療室（PICU：Pediatric Intensive Care Unit）を運営することが望ましい」とした。日本集中治療学会集中治療部設置基準検討委員会では、これまで集中治療の推進にふさわしい集中治療部のあり方について討議を継続し、2002年3月に「集中治療部設置のための指針」、ついで2004年3月に「CCU設置のための指針」を公表してきた。しかし、これらは主として成人を対象としたICUを想定したものであり、新生児集中治療部（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）や小児集中治療部（PICU：Pediatric Intensive Care Unit）については別途の策定が検討されていた。このうちNICUは未熟児・新生児を対象とする部門であり、厚生労働省および学会からすでに明確な基準が示されているが、PICUについては基準がない。そこで今回は、標記の3関連学会・研究班が合同で、PICU設置のための指針を策定した。

一方、集中治療室の設置基準について厚生労働省は「医科診療報酬点数表」に「厚生労働大臣が定める基準等」として記載しているが、これは成人を中心とする診療環境を想定したものである。また、有限責任中間法人日本集中治療医学会では2002年3月に「集中治療部設置のための指針」、ついで2004年3月に「CCU設置のための指針」を公表しているが、これらもやはり小児集中を念頭に置いた基準ではない。一方、新生児集中治療室(NICU: Neonatal Intensive Care Unit)については既に厚生労働省基準が存在しているがPICUについては別途の策定が望まれていた。2006年、厚生労働省は小児救急医療支援事業の一環として小児救急専門病床確保のため「小児重症病床」の整備を誘導・推進する補助金予算を計上し、小児救急医療の面から小児重症患者の適正な管理の重要性を認識し始めことを示している。2007年2月、日本小児総合医療施設協議会から、厚生労働大臣宛に「小児総合医療施設における小児救命救急センター充実支援の要望書」が出された。

このように、学会および行政レベルにおいて小児に特化した集中治療病床の必要性が明確になってきたことを受け、日本集中治療医学会の新生児・小児集中治療委員会、集中治療部設置基準検討委員会と日本小児科学会小児医療改革・救急プロジェクトチームが共同し、さらに厚生労働科学研究班(厚生労働科学研究費補助金 医療技術評価総合研究事業:小児医療における安全管理指針の策定に関する研究班)とも連携して本指針を策定した。

末尾に「解説」を追加したが、その中に本文の記載の根拠となった点や記載に至った経緯、運用上の注意点、本文では表現し切れなかったことなどについて言及した。

なお、本指針は厚生労働省基準(厚生労働大臣の定める施設基準 特定集中治療室管理の施設基準 保険局長通知保第8号)の内容を変えようとするものではなく、PICU施設を新築・新設または改築・改組する場合に留意すべき点をわかりやすく解説するために策定したものである。言い換えれば、厚生労働省基準は国から集中治療施設としての認可を得るために満たすべき最低基準であるが、本指針はそれとは異なり、小児の重症患者に対して適切な集中治療を実施するために望ましい医学・医療面からの指針を目指したものである。日本集中治療医学会、日本小児科学会としては、最終的には本指針に沿った施設で小児重症患者の適切な医療が行われることを念頭に置くが、それまでの過渡期においては、それぞれの施設で、厚生労働省基準を満たした上で、各施設のおかれた状況にあわせて本指針を応用し、良好な集中治療環境を設計し構築すればよい。これと並行して、本指針に沿った施設に対する適正な診療報酬の設定など公的な財政面での裏づけのあり方の検討を進めることは当然の事で、各施設の個別の企業努力のみではPICUの設置・普及はないものと考えている。

最後に、本指針は2007年3月時点において策定されたものであり、一定期間を経た後に見直されるのが望ましい。

指針の根拠と述語表現について

指針を策定するにあたっては、できるだけ科学的根拠に基づくよう努力したが、必ずしも根拠が明確でないものも多く、これらについては委員会による recommendations という形をとった。すでに報告されている諸外国の設置基準(RecommendationsあるいはGuidelines)や国内におけるアンケート調査なども参考にした。

指針の述語表現には、主として「…であること」、「推奨する」、「望ましい」という三段階の表現を用いた。わが国には厚生労働省の設置基準がないため、PICUとして最低限必要な条件である場合には、「…であること」といった断定的表現を用いた。設備の項では日本規格協会(JIS)などにより義務付けられているものが多く、これらも「…でなければならない」などの断定的表現とした。最低限必要とまではいかないが、患者の安全性や治療の確実性などを確保するために強く望まれる条件には「推奨する」という表現を用い、それぞれの施設の事情が許す限り備えべき条件とした。また、備えておくとPICU業務の円滑化に重要な役割を果たすと考えられる条件などは「望ましい」とした。

1. 病院における位置づけ

すべての診療部門の小児重症患者が入室対象であり、外科疾患、内科疾患を問わない。さらに、個々の地域での小児三次救急患者を積極的に対象とし、院外にも開かれている必要がある。すなわち、PICUとは一時的に生命が危険な状態にある、またはそのような状態が切迫している小児患者に対して、その原因、病態、基礎疾患を問わず、病院の総力を挙げて治療する場である。院内外の急変患者、救急患者にとっては「最後の砦」であり、術後に全身管理の必要になる手術(開心術など)を受ける患者にとっては、安全に手術を受けるための「必要条件」となる。そのため、PICUは院内の小児医療資源を集約し、小児集中治療のノウハウを蓄積する場と位置づけられるが、同時にその地域の医療資源を集約した場でもある。

PICUは、病院の中央診療部門として看護単位が独立していることが推奨される。院内規定により定められた

PICUの運営に関する委員会が存在する必要がある。また、小児集中治療に関する教育、研修および研究ができる部門であるべきである。

2. 医療スタッフの配置

(1) 医師

PICUに専従する医師が、常時、PICU内に勤務していること。専従医には、日本集中治療医学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学会が認定した小児科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を一人以上含むこと。専従医はPALS (Pediatric Advanced Life Support) プロバイダーの資格を持つのが望ましい。

(2) 看護師

看護師が常時、患者2名に1名以上の割合でPICU内に勤務していること。必要時には患者1.5名に1名以上の看護師を配置できる体制を整備しておくことが望ましい。重症集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。

(3) 放射線技師

緊急撮影のための放射線技師が病院に常時勤務していること。

(4) 臨床工学技士

PICUでの業務に関与できる臨床工学技士が病院に勤務していること。

(5) 臨床検査技師

緊急検査のための臨床検査技師が病院に常時勤務していること。

(6) 薬剤師

PICUでの薬剤管理・薬剤調製などに関与する薬剤師がPICU内に勤務することを推奨する。

(7) 理学療法士

理学療法士が病院に勤務しており、PICUでの訓練に参画できることを推奨する。

(8) 病棟内クラーク

事務的業務をおこなう病棟内クラーク(あるいは事務職員)を配置することが望ましい。PICU業務の円滑化を図ることが期待できる。

(9) ソーシャルワーカー

PICUでの患者及び家族のケアを行うために、ソーシャルワーカーが病院に勤務していることを推奨する。

(10) 児童福祉士、保育士あるいはその他の小児ケアを行う専門職

PICUでの患者及び家族のケアを行うために、児童福祉士、保育士あるいはその他の小児ケアを行う専門職が病院に勤務していることを推奨する。

(11) ボランティア

PICUでの活動を援助するボランティアを積極的に受け入れるのが望ましい。

(付) 上記各項でいう“常時”とは、勤務様態の如何にかかわらず午前0時より午後12時までの間のことである。PICU勤務の医師および看護師はPICU以外の当直勤務を併せて行わないものとする。

3. PICUフロア構成

PICUの運営には、病床以外に次のような種々の部門が必要である。したがって、フロアは病床スペースの数倍の面積が必要となる。そのレイアウトはスタッフの動線や患者搬送なども加味して考慮する。

フロアは、1) 病床部門、2) 診療処置・監視部門、3) 情報管理部門、4) 医療スタッフのカンファレンス室、5) 器材室、6) 供給部門、7) 居住部門、8) 臨床検査部門、9) 教育部門、10) 交通経路部門、にわかれる。諸室の詳細については後述する。

(1) 面積

a. 病室

PICUの病床数は6床以上とする。病室は、疾患の特殊性と患者の精神庇護重視の観点から個室が望ましい。病室面積とは、患者の病床として専用するベッド周り面積を指す。病室面積は、実効面積として総室部分では1床あたり20m²以上、個室においては25m²以上を推奨する。特定機能病院においては、これ以上の占有面積を持つ病床を有することが望ましい。空気感染隔離、予防隔離のための隔離室を最低1室設けるべきである。ベッドセンター間の距離(間口)は3.6m以上が望ましい。